



様式第4号（第6条関係）

平成30年5月17日

富士見市議會議長 尾崎 孝好 様

会派名 草の根
代表 今成 優太

行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察・研修（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

記

1 期 間 平成30年5月8日

2 参加者名 八子朋弘、今成優太、勝山祥、伊勢田幸正、加賀奈々恵、
村元寛

3 場所（行政視察地・研修場所）

幸手市（幸手市役所建設経済部商工観光課及び幸手中央地区産業団地）

4 調査・研修概要

「幸手中央地区産業団地整備事業について」

（1） 視察地の概要

幸手市は埼玉県の東部地域の北寄りに位置し、千葉県、茨城県と隣接している県境の市であり東京都心からの距離は約50Kmである。利根川に近く、ほぼ全域が海拔10m前後の沖積低地であるが、東部には海拔20m前後の台地状地形も存在する。また、圏央道が市のほぼ中央を縦断している。

人口は平成30年4月1日現在で51,732人、面積は33.93Km²。

（2） 視察の概要

① 視察の目的

今後、富士見市でも進んでいくであろう産業団地整備事業の先進地であるこ

とや、開発面積が同等であることを考慮し視察先を選定した。担当者からヒアリングを行い、また現地を実際に見る事で開発の実情や規模等を把握することを目的とした。

②幸手市の事業実施に至る背景と経緯

圏央道ありきで幸手市と埼玉県が共同で事業を進めた経緯を丁寧に説明していただき良く理解出来た。富士見市においては国道254号バイパスが圏央道に該当する。

平成18年「第4次総合振興計画」において圏央道幸手IC周辺を「複合開発ゾーン」に位置付けることから事業が始まった。平成20年には圏央道IC周辺地権者による「圏央道幸手IC(仮称)東側地域まちづくり協議会」の設立や周辺への意向調査などを実施している。翌年には埼玉県企業局において事業化のための概略可能性調査を実施。また、市では産業団地整備事業の専属部署「企業誘致推進室」を設置してプロジェクトを本格化しており、埼玉県企業局による事業化決定がされた。続いて農林調整、用地買収、環境影響評価手続、都市計画の変更手続等を経て「幸手市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」や「幸手中央地区産業団地企業誘致条例」を制定。平成30年現在企業の誘致も順調に進めている。

③本事業における幸手市と埼玉県企業局との関係

埼玉県企業局が本体設計整備、市が地権者との交渉や用地買収等という棲み分けがされていたことで効率良く事業が進んできたようである。特に人的支援の効果が絶大でプロジェクトに県から2名の職員が派遣された事については市の担当職員からも事業がスムーズに進んだ一因と良い評価をされていた。

④本事業における資金面及び財政面について

総事業費約129億円の3%（約3.8億円）が幸手市の負担。埼玉県が97%の負担という割合で出資された。しかし、土地の整備が終わるとさらに事務経費として県から約3,000万円の補助があり最終的には幸手市の負担はおよそ3.5億円の負担で済んだとのこと。これを5年間で完済する計画である。収入については、平成29年度の実績において先行して操業を開始している2社だけでも固定資産税だけでかなりの増収となり、今後は13区画が全て埋まっているのでさらに数億円の税収が見込めるという。幸手市も埼玉県も事業として「利益を出していく」という強い目標があった。

⑤条例制定について

幸手市の「幸手中央地区産業団地企業誘致条例」は市長提案で制定されている。優遇制度としては「施設設置奨励金（具体的には固定資産税・都市計画税の3年間の返金）」「雇用促進奨励金」「障害者雇用促進奨励金」「水道加入分担金相当額奨励金」により企業誘致や雇用の促進を支援している。埼玉県の各産業団地にはそれぞれ企業誘致の条例が制定されているが、制定にあたっては近隣の白岡町の条例などを参考にしたそうである。

⑥今後の課題

土地の整備も終わり、順次企業が操業を始めたばかりで、今のところメリットしかないとの担当者の言葉が印象的であった。将来的には道路や水道などの維持管理作業が発生するが当面は継続的な大幅な税収拡大と雇用の増進、周辺地域の波及効果などそのメリットを享受することが出来ると考えられる。

5 感想及びまとめ

今回の視察先の事業は資金面・財政面・将来性からも成功した事例と考える。

富士見市においても産業団地誘致が事業化されればリスクの低い、非常に魅力のある事業であると言える。また近年富士見市の課題である治水面においても沼地、低地、利根川近く、という条件をクリアした幸手市の事例をみれば、埼玉県の整備力を活用出来れば地域の不安の解決策になると考える。

また「波及効果」により、地域、周辺への経済活動の活性化などが期待出来ると考える。強いていうならば、事業開始当初からの維持管理計画の設置が必要と感じた。また、リスク対応だがこれには基金の設置などによりしっかりと将来への備えをするべきである。

富士見市としては主体性を持って誘致する企業について富士見市の価値向上に資する最適な企業を選定し、該当企業及び埼玉県に働きかける必要性を感じた。その理由の一つとして、地域の実情に応じた都市デザインの観点、あるいは経済的価値、社会的価値向上の最適化を図り、必要であればシティゾーン、水谷柳瀬ゾーンの一体開発も視野に入れることでイノベーション創出を図り、地域住民、市民全体への還元がより期待出来るからである。

事業決定がされたら、心豊かで快適に暮らし続けることが出来る富士見市の将来像を描くために今回の視察の経験を活かしていきたいと思う。

*行政視察に関する調査書、概要、参考資料等は、会派にて保管